

ダウンロード

○沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成25年3月31日

規則第44号

改正 平成27年7月7日規則第51号 平成28年3月31日規則第24号
平成30年3月30日規則第30号 平成30年10月31日規則第72号

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第79号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(記録の整備)

第3条 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処遇計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 条例第17条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(設備の基準)

第4条 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 条例第12条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 地階に設けてはならないこと。
 - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - エ 入所者の寝具及び身の回り品を各入所者ごとに収納することができる収納設備を設けること。
- (2) 静養室
 - ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
 - イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、前号ア、ウ及びエに掲げるところによること。
- (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
- (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

- (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 3 条例第12条第4項に規定する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員の配置の基準)

第5条 条例第13条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1
 - (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - (3) 生活相談員
 - ア 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上とすること。
 - イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。
 - (4) 支援員
 - ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号）第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。
 - イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。
 - (5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (6) 栄養士 1以上
 - (7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適當数
- 2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活相談員
 - ア 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。
 - イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。
 - (2) 支援員
 - ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。
 - イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。
 - (3) 看護職員
 - ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。
 - イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。

- 3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 4 第1項、第2項、第6項、第7項及び第9項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延長時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。
- 7 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。
- 8 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。
- 9 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。
- 10 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- 11 条例第13条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められる場合とする。

- (1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (4) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）
- (5) 診療所 事務員その他の従業者

一部改正〔平成27年規則51号・30年30号・72号〕

（身体的拘束等の適正化）

第6条 条例第17条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

追加〔平成30年規則30号〕

（生活相談員の業務）

第7条 条例第23条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サー

ビス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2) 条例第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 条例第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第5条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合にあつては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

一部改正〔平成27年規則51号・28年24号・30年30号〕

(衛生管理等)

第8条 条例第25条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

一部改正〔平成30年規則30号〕

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第9条 条例第30条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

一部改正〔平成30年規則30号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日前から引き続き存する養護老人ホーム（建築中であつたものを含む。）における第4条第2項第1号イの規定の適用については、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、3.3平方メートル」とする。

附 則（平成27年7月7日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第30号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月31日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5

31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに 1 を加えて 得た数